個人情報ファイル簿(単票)

個人情報ファイルの名称		保育所等入所及び給付等事務						
恢修的年日 令和6年11月12日		行政機関等の名称	鎌倉市	Ē.	登録番号	2 4	4 0	
個人情報ファイルが利用に供される 事務をつかさどる組織の名称		こどもみら 保育課	い部	事務区分	■固有事務 □全庁共通事務 □特定課共通事務	;⇒	[特定課名]	
個ノ	人情報ファイルの利用目的	保育所等入所決定及び給付等事務を行うため						
	特定個人情報の有無	■有□無			取扱件数		■1,000件以	
記録項目	戸 籍 的 事 項	■氏名 ■性	生別 ■生	年月日	■住所 ■本籍			
	経 歴 能 力 等	■学歴 ■職歴 □賞罰 □所属団体 □ □						
	収入資産等	■収入 ■資産内容 ■課税額 ■公的扶助 ■就労状況						
	個人の生活	■家族構成 ■扶養関係 ■住居環境 ■健康状態 ■一人親家庭						
	その他	■相談内容 ■苦情 □趣味 ■電話番号 □FAX 番 ■メールアドレス □個人識別番号 ■マイナンバー □F □□座内容 ■画像(本人確認書類の写真)□						•
	要配慮個人情報の取扱い	■ 有⇒	□刑事 □少年(■病歴 ■医師 セ 根	D保護事 ■障 等による 拠	関する手続 事件に関する手続 書 ■健康診断 の指導・診療・調 □法令等(名称 ■審議会意見 (■類型答申第 □上記以外(智	· 等結 引 · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	□犯罪被害 果 号 □個別答 会への報告))
	記録範囲)児童及	ひその	保護者並びに入			
記録情報の収集方法		■本人 ■本人 以外⇒	収集先		親族・就労先・和 認定こども園及 ■法令等(名称 法施行規則第2 ■本人同意 □審議会申第 (□類型答申第 □上記以外(署	び地 ^は :子 ? 条) 号 [域型保育事業所 ども・子育で □個別答申第	等
		保有課名	継続用紙の	つとおり	個人情報ファイル簿の名称(番号)	継組	売用紙のとお	IJ
個人情報ファイルの利用		根拠	□第1 ¹ □第2 ¹ □第2 ¹ □第6	頁(法令 頁第 1 号 頁第 2 号 申有(□	隻に関する法律第分)根拠法令(分)根拠法令(分(本人同意) 分(上記以外の利 関型答申第 号 系議会への報告)	川用)) 号)
		□定期(月~ 月		随時 □その他	,		,

記録の形態	■文書 ■電磁的記録(記録媒体:) □その他()						
	□無 ■有(個別システム名:子ども・子育て支援システム)						
電子計算機の処理	(個別システム名:給付等管理システム)						
		(個別システム	名:神奈川県電子申請システム)				
	目的外利用課名	教育総務課	個人情報ファイル簿の名称(番号) 686 防犯ブザー配布事務				
目的外利用	根拠	□第1項(法令 □第2項第1号	襲に関する法律第 69 条 う)根拠法令() 号(本人同意) 号(上記以外の利用)				
	■ 有⇒	提供先	私立幼稚園、私立保育所、認定こども				
		(目的内利用)	園及び地域型保育事業所等、本人				
	□無	個人情報の内容	自施設の園児情報、保育所等入所申 込み内容				
記録情報の経常的提供先		提供の方法	■オンライン結合 ■答申有 (■類型答申第1号 □個別答申第 号) □答申無(審議会への報告) ■その他の方法(給付等管理システム)				
		根拠	個人情報の保護に関する法律第69条 ■第1項(法令)根拠法令 (子ども・子育て支援法施行規則第7条) ■第2項第1号(本人同意) □第2項第 号(上記以外の利用) □答申有 (□類型答申第 号 □個別答申第 号) □答申無(審議会への報告)				
開示請求等を受理する組織の							
名称及び所在地	〒248-8686 神奈川県鎌倉市御成町 18-10						
訂正及び利用停止に関する他の法令							
の規定による特別の手続き等							
	■法第 60 条第2項第1号		■法第60条第2項第2号				
個しはおファイルの種別	(電算処理ファイル)		(マニュアル処理ファイル)				
個人情報ファイルの種別 	 政令第 21 条第7項に該当するファイル						
	□有	無無					
行政機関等匿名加工情報の提案の募							
集をする個人情報ファイルである旨			_				
行政機関等匿名加工情報の提案							
を受ける組織の名称及び所在地							
行政機関等匿名加工情報の概要			_				
作成された行政機関等匿名加工情報に関		_					
する提案を受ける組織の名称及び所在地							
作成された行政機関等匿名加工情報に関			_				

する提案をすることができる期間	
備考	(根拠法令) 児童福祉法等
継続用紙使用	□無■有

個人情報ファイルの名称

利用の根拠:個人情報の保護に関する法律第69条第1項または第2項第
1号
(1)市民課
事務の名称:203 戸籍事務
事務の名称:202 住民基本台帳事務
(2) 障害福祉課
(3)生活福祉課
事務の名称:315 生活保護開始・廃止・決定及び保護状況記録事
務
(4)発達支援室
(5) 市民税課
事務の名称:144 市民税・県民税賦課事務
(6)資産税課
事務の名称:145 固定資産税・都市計画税の評価・賦課事務